

社会福祉法人 津市社会福祉協議会 行動計画

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

記

1 計画期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日（3年間）

2 内容

(1) 時間外勤務・休日勤務の削減

ア 課題

時間外勤務・休日勤務が多く、仕事と家庭・子育ての両立が負担となっている

イ 目標

所定外労働時間を削減するため、残業申請の運用徹底を行う

所定外労働総時間数を令和2年度実績より5%削減する

ウ 対策

令和3年4月～ 残業を行う際、事前の所属長の承認徹底

令和3年4月～ ノー残業デーの実施

令和3年4月～ 残業の業務内容の確認徹底

令和3年10月～ 課・支部の残業時間数の提示、及び課・支部へフィードバックを実施し、事務局会議で所定外労働時間削減の協議

(2) 育児休業の取得促進

ア 課題

仕事と家庭・子育ての両立が負担となっている

イ 目標

育児休業の取得期間の延長促進

育児休業制度内容の周知徹底

ウ 対策

令和3年4月～ 育児休業の取得しやすい職場環境づくりに取り組む

令和3年4月～ 育児休業制度を周知するため、管理職を対象とした研修の実施

【女性の活躍に関する情報の公表】

令和3年4月1日現在

- 1 労働者に占める女性労働者の割合
72.1% 166人/230人
(区分別内訳) 正規職員・嘱託職員
56.1% 50人/89人
嘱託員
55.5% 10人/18人
臨時職員・パートタイム職員・登録ヘルパー・登録職員
86.1% 106人/123人
- 2 係長級にある者に占める女性労働者の割合 (主査級の割合)
45.8% 11人/24人
- 3 管理職に占める女性労働者の割合 (事務局長、課長、支部長の割合)
33.3% 5人/15人
- 4 役員に占める女性の割合 (理事の割合)
13.3% 2人/15人